

東京都地域福祉支援計画推進委員会設置要綱

令和4年6月15日

4 福保生計第340号

改正 令和5年6月28日

5 福保生計第596号

(目的)

第1条 東京都における地域福祉を推進するため、社会福祉法(昭和26年法律第45号)

第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画として策定する東京都地域福祉支援計画の内容に関する検討、進行管理、その他地域福祉の推進に必要な事項の検討を行い、都内区市町村向けに地域福祉計画に係る情報共有の場を設ける等、地域福祉の推進の取組について普及促進を図ることを目的として、東京都地域福祉支援計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 東京都地域福祉支援計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 東京都地域福祉支援計画の進行管理及び分析に関すること。
- (3) 区市町村における地域福祉の推進に係る現状把握及び分析に関すること。
- (4) 先進的な取組事例の紹介、都と区市町村との意見交換、区市町村間の情報共有を行う場の設置等、地域福祉計画の普及推進に関すること。
- (5) 地域福祉を推進するための施策の検討に関すること。
- (6) その他東京都の地域福祉の推進に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、東京都福祉局長(以下「局長」という。)が委嘱する委員で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域福祉又は社会福祉の推進を図ることを目的とする団体の職員
- (3) 区市町村職員
- (4) その他局長が適当と認める者

2 特別の事項について検討を行うため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

3 特別委員は、局長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員(特別委員を含む。以下同じ。)の任期は、局長が別に定める期間とする。

2 委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。

(副委員長)

第6条 委員会に、委員長の指名により副委員長を置く。

2 副委員長は、委員長に事故があるときに、その職務を代行する。

(会議の招集)

第7条 委員会は、局長が招集する。

2 局長は、必要があると認められるときは、第3条に掲げる者のほか、有識者等に会議への出席及び資料の提出等を求めることができる。

(専門部会)

第8条 委員会に、その検討を補佐するため専門部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、委員会が定める事項について調査及び検討を行う。

3 部会の委員は、局長が委嘱し、又は任命する。

4 部会の委員の任期は、局長が別に定める期間とする。

5 部会の委員に欠員が生じ新たに委員を委嘱し、又は任命した場合、新任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第9条 部会に部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、部会の会務を総理する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指定するものがその職務を代行する。

(部会の招集等)

第10条 部会は、局長が招集する。

2 局長は、必要があると認められるときは、第8条に掲げる者のほか、有識者等に部会への出席及び資料の提出等を求めることができる。

(幹事)

第11条 委員会及び部会（以下「委員会等」という。）における検討の補助を行うため、局長は、都職員のうちから幹事を指名する。

2 幹事は、委員会等に出席し、検討に必要な情報を提供するものとする。

(会議の公開)

第12条 委員会等は、公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(シンポジウム等の開催)

第13条 委員会は、地域福祉計画の普及促進及び区市町村の地域福祉の推進を図るための区市町村間の情報共有等を目的として、シンポジウム等の形式をもって開催することができる。

(庶務)

第14条 委員会等の庶務は、福祉局生活福祉部において処理する。

(委員等への謝礼)

第15条 委員等への謝礼の支払は、以下のとおりとする。

- 1 委員会等に出席した委員に対し、謝礼を支払うこととする。
- 2 第7条第2項及び第10条第2項に掲げる者の会議への出席に対しては、委員に準じて謝礼を支払うこととする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。